

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第10条関係」

道路整備基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第10条の規定に基づき、開発行為等に係る道路の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基本的事項

道路は、都市計画において定められた道路及び事業区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、事業区域外にある道路と接続する必要があるときは、これらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計するものとし、計画立案に当たって事前に市と協議するものとする。

3 道路の幅員

主要となる道路の幅員は、別表1によるものとする。

4 道路の構造

- (1) 道路の構造は、別紙1により、市と協議するものとする。
- (2) 幅員が9メートル以上の道路は、歩車道を分離する。
- (3) 道路が交差又は接続する箇所には、別表2により隅切りを設けるものとする。
- (4) 電柱、ごみ集積所等通行上又は管理上支障となる施設は、道路に設けないものとする。

5 出入口の設置

出入口の設置については、別紙2のとおりとする。

6 交通安全施設等の設置

- (1) 必要な箇所に道路照明又は防犯灯を設置し、その構造はLED灯（自動点滅機能付・防雨型・消費電力9.1ワット相当）とする。
- (2) 必要な箇所に道路反射鏡を設置し、鏡面部はアクリル・超親水性コーティング仕様とする。また、「北本市」と市の指定する管理番号を記載したシールを支柱に貼付する。
- (3) 袋路状道路の起点付近に「この先行き止まり」を路面に塗布する。

- (4) 開発道路又は道路位置指定が既存道路に接する箇所には、T字マーク又は十字マークを塗布し、また、必要な箇所にドット線を塗布する。ただし、開発道路又は道路位置指定が袋路状道路の場合は、十字マーク又はT字マークを塗布しなくてよい。

7 その他

- (1) 北本市開発行為等の指導に関する要綱の適用がない場合においても、「北本市道路占用工事等」の道路整備基準として取り扱うものとする。
- (2) やむを得ない理由等で協議事項の完成が遅れる場合は確約書を提出する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

道路幅員基準

開発区域の面積	区域内道路の幅員
3, 0 0 0 m ² 未満	4. 5 m以上
3, 0 0 0 m ² 以上 6, 0 0 0 m ² 未満	5. 0 m以上
6, 0 0 0 m ² 以上	6. 0 m以上

別表 2

隅切り基準

(単位：メートル)

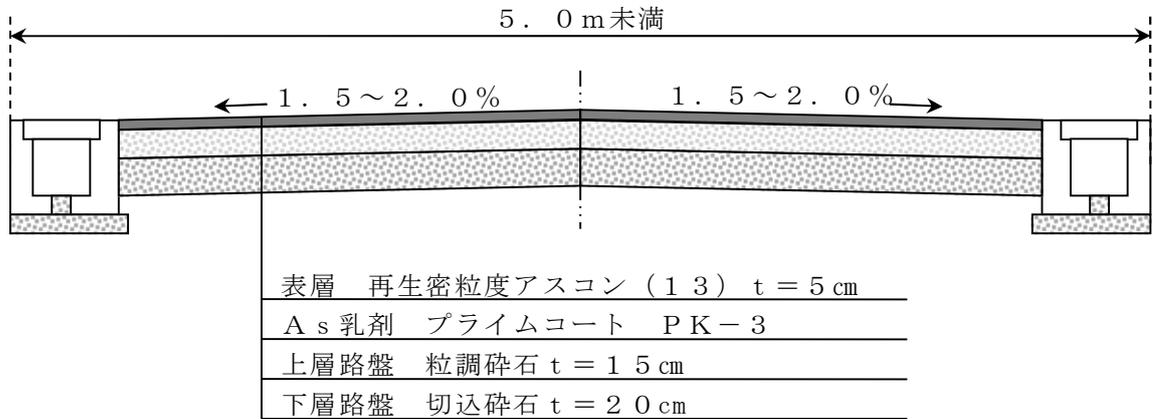
道路幅員	40m 以上	20m 以上 40m 未満	15m 以上 20m 未満	12m 以上 15m 未満	10m 以上 12m 未満	6m 以上 10m 未満	4m 以上 6m 未満
40m 以上	1 2 1 5 8						
20m 以上 40m 未満		1 0 1 2 8					
15m 以上 20m 未満			8 1 0 6				
12m 以上 15m 未満				6 8 5			
10m 以上 12m 未満					5 6 4		
6m 以上 10m 未満							
4m 以上 6m 未満							3 4 2
							上段：交差角 90度前後 中段：交差角 60度以下 下段：交差角 120度以上

※ 特別な理由がある場合で、片側隅切りを認める際の長さは、該当する基準の1級上位の基準を適用する。

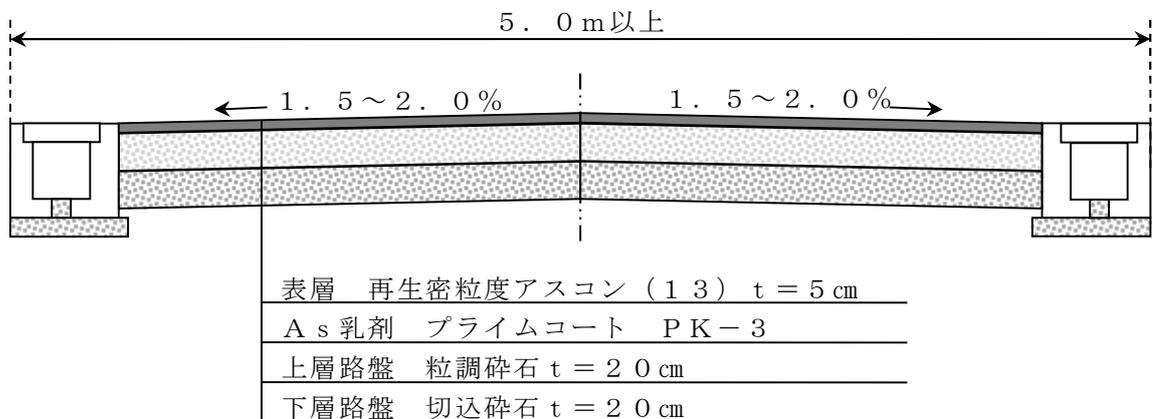
別紙 1

北本市道路構造基準

1 道路幅員 5.0メートル未満

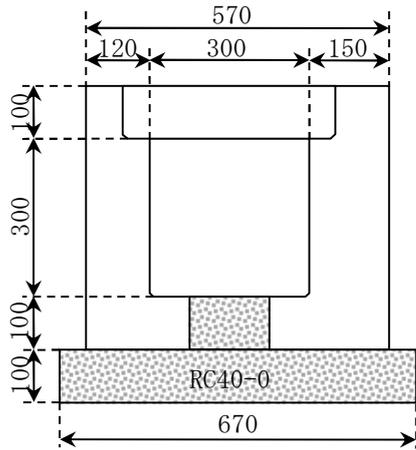


2 道路幅員 5.0メートル以上

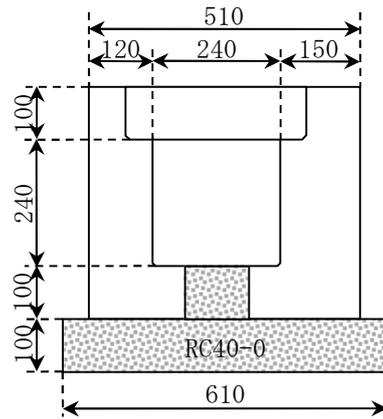


- ※ 縦断勾配は原則として0.5%以上とすること。
- ※ 道路側溝を道路境界から5センチメートル程度内側に設置する場合は、道路側溝と道路境界との間をモルタル等で間詰めし、道路と一体の構造とすること。
- ※ 浸透側溝は、公共下水道管がない箇所（浄化槽区域）及び地下水位の高い箇所には使用しないこと。
- ※ 路盤材について、再生材を使用する場合は、市と協議すること。

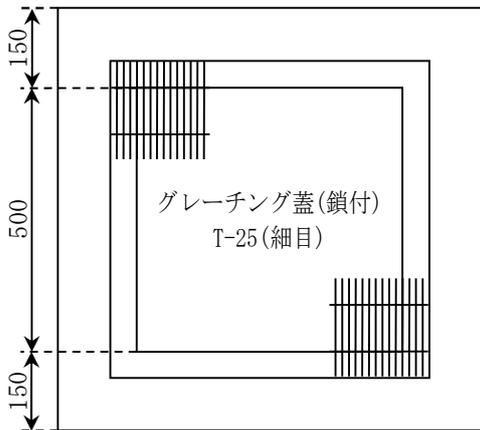
長尺U型浸透側溝 300 (消音型)



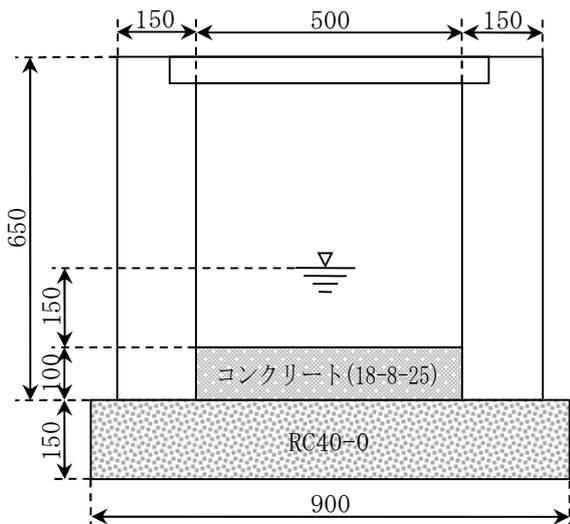
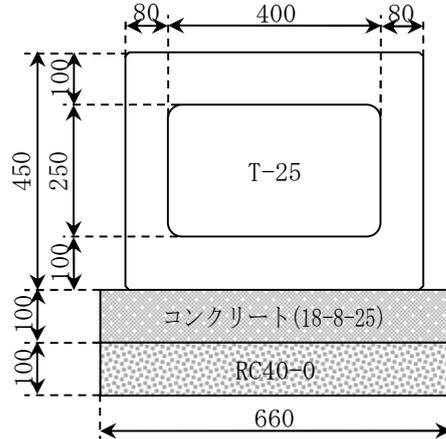
長尺U型浸透側溝 240 (消音型)



集水枡 500×500



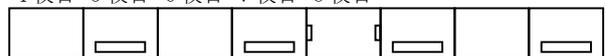
BOXカルバート



B型配列

民地側

4枚目 5枚目 6枚目 7枚目 8枚目



車道側

- ※ 普通蓋と網付蓋を交互に入れ、8枚目ごとに手掛け蓋を設置すること。
- ※ 網付蓋は、車道側に網を向けて設置すること。
- ※ 網付蓋は、セラミック製又はステンレス製とすること。
- ※ 側溝蓋は、側面排水型であっても可とする。
- ※ 水道管路の排泥弁部についてはグレーチング蓋を設置すること。

別紙 2

自動車の出入口の設置基準

1 出入口の設置場所

(1) 出入口の設置場所は、次に掲げる場所以外であって、道路交通上支障がない場所とする。

ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から 5 メートル以内の箇所

イ 横断歩道（停止線）から 5 メートル以内の箇所

ウ バス停留所から 10 メートル以内の箇所及びバス駐車場の箇所

エ 消防用施設の設置場所から 5 メートル以内の箇所

オ 火災報知器の設置場所から 1 メートル以内の箇所

カ 地下道の出入口又は横断歩道橋の昇降口から 5 メートル以内の箇所

キ 踏切及び踏切の前後の側端から 10 メートル以内の箇所

ク 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の箇所。ただし、出入口に接した歩道に柵の設けられてない場合及び出入口に接する歩道がなく、かつ、車線が柵等の工作物により往復の方向別に分離されていない場合においては、出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の箇所も含む。

ケ 道路管理上又は交通安全上支障があると認められる箇所

(2) 出入口は、道路上の街路樹、道路標識、道路照明灯、道路反射鏡、その他の道路施設の移設を生ずる必要ない位置とする。また、やむを得ない理由により道路施設の移設を行う場合は、当該道路施設の管理者と十分に調整を行うこと。なお、道路施設の移設費用は、設置者の負担とする。ただし、北本市が管理しているもので、民地内に設置しているものはこの限りでない。

2 出入口の数

出入口の設置は、同一路線について 1 箇所とする。ただし、交通上等の理由により特に必要と認められる場合で、かつ相互の間隔を 8 メ

一メートル以上とするときは、2箇所設置することができる。

3 開口部の幅

(1) 自動車の種類による開口部の幅

自動車の種類による開口部の幅は、次によるものとする。

ア 小型自動車 原則として4.2メートル以下とする。ただし、以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、出入口の開口部の幅を片側1メートルの範囲内で加算することができる。

(ア) 追突事故を防止する等円滑な道路交通を確保するためにやむを得ない場合

(イ) 不特定多数の車両の出入りが想定され、道路構造物の損傷を防止するため必要があると認められる場合

イ 大型自動車 原則として8メートル以下とする。

ウ それ以外の自動車 軌跡図により協議し、開口部の幅（最大1.2メートル）を決定する。

(2) 車両を並列駐車する場合の開口部の幅

車両を2台以上並列に駐車する場合の開口部の幅は、次によるものとする。

ア 2台並列駐車 5メートル以下とする。

イ 3台並列駐車 6メートル以下とする。

ウ 4台以上並列駐車 現状により開口部の幅を定め、開口幅が6メートル以上とならないよう中間点に縁石等を設けるものとする。

4 車両乗り入れ部の構造

(1) 歩道に車両の乗り入れ部を設ける場合は、当該歩道の組成を下表の車両乗り入れ用の組成に変更すること。また、歩道に道路側溝がある場合は、横断用側溝に敷設替えをすること。

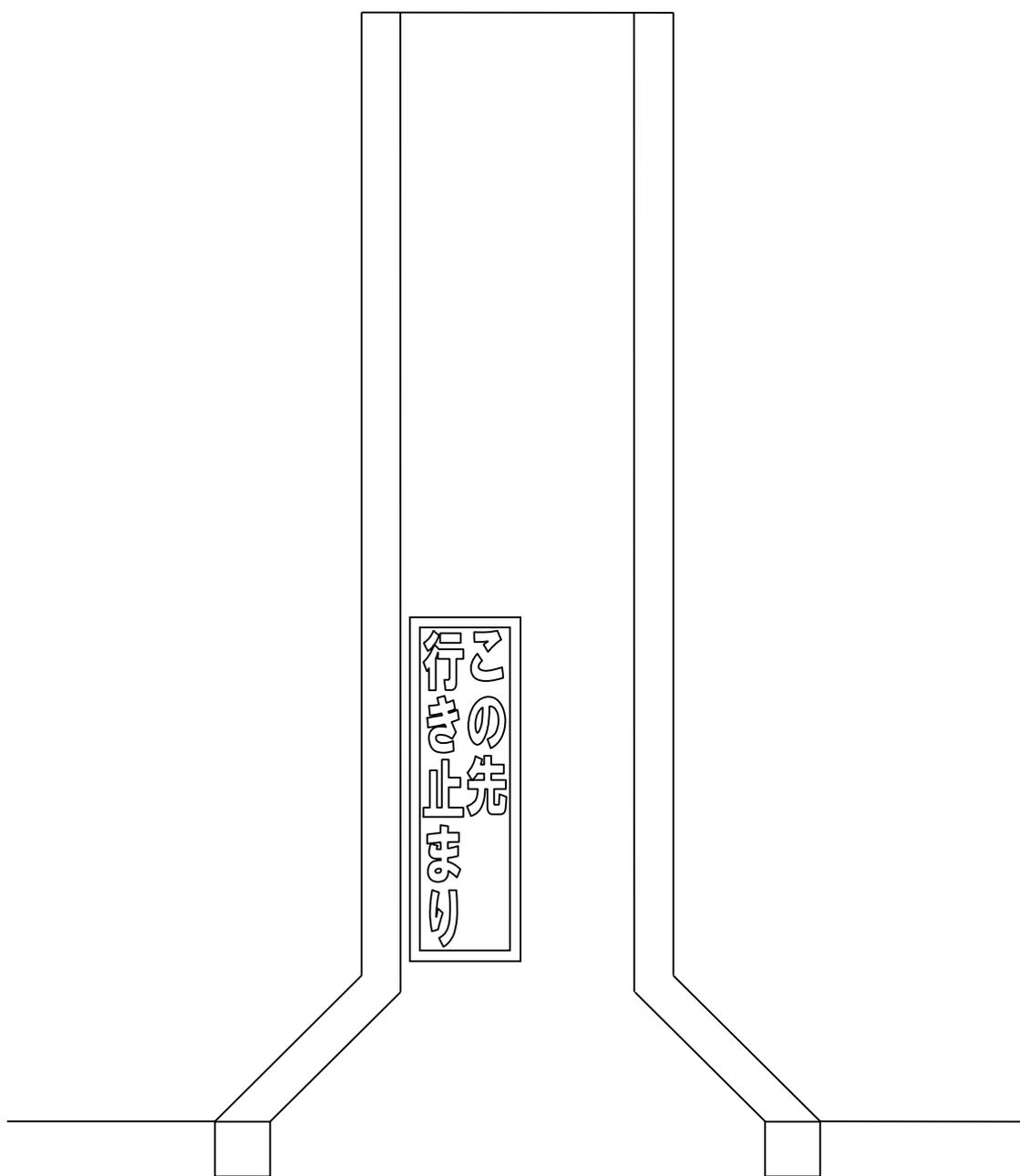
出入口（歩道）部標準組成表

	表層	路盤
	舗装	切込碎石
一般部（再生密粒度アスコン(13)）	3 cm	10 cm
一般部（透水性舗装）	4 cm	10 cm
車両乗り入れ部（小型自動車）	5 cm	25 cm

※ 車両乗り入れ部は、原則として再生密粒度アスコン（13）とし、大型自動車の乗り入れ部は、別途協議すること。

- (2) 共同住宅若しくは長屋又は公共用若しくは営業用の目的で大型車及び多数の自動車を出入りさせる場合は、小断面のボックスカルバート又は横断用側溝Zアングル付（グレーチング蓋（細目・t-25））とし、ボルト部にはゴムキャップを取り付けること。
- (3) (1)及び(2)に該当しないものについては、道路管理者の指示により決定する。
- (4) 歩車道ブロック等に出入口を設置する場合、斜ブロックの箇所に全方向型視線誘導標（反射板）を設置すること。

開発道路交通安全施設（区画線）の設置



- ※ 袋路状道路の場合、「この先行き止まり」を塗布すること。
- ※ 既設道路に十字マーク又はT字マークを塗布すること。ただし、袋路状道路の場合は、十字マーク又はT字マークを塗布しなくてよい。

交通安全施設（街路灯）の移管について

交通安全施設（街路灯）は、以下の手順で「市管理」となるので、忘れずに手続きを行うこと。手続き完了までは事業者の管理とする。なお、初回の電気代の支払いは、事業者の負担とする。手続きの遅れで2回目以降の電気代の支払いが発生しても市では負担できないので、速やかに東京電力エナジーパートナー株式会社への申込書の写しと領収書の写しを提出すること。

